

新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外 3 校）プロポーザル募集要領

新宿区学校用務業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザル方式で募集を行います。

記

1 プロポーザルの目的

本件は、新宿区立小・中学校における清掃等の環境整備業務及び各所の補修等の施設維持・修繕業務に加えて、来校者への対応や安全対策・災害対策等、これまで学校用務職員が担ってきた多岐にわたる業務を委託するものです。よって、同業務を担う作業員には高度の能力や学校職員としての自覚が欠かせず、委託にあたってはそれらを満たす人材を確保できる事業者が求められます。

新宿区教育委員会事務局（以下、「区教委」という。）は、このような業務に対応できる事業者の選定を行うため、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

（1）委託内容

別紙「新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外 3 校）参考仕様書」のとおり

（2）履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※令和 9 年度以降の契約については、受託者における委託業務の履行状況を評価し、履行状況が良好であり、かつ継続して委託することが妥当と判断されることを条件として、当該年度の予算額の範囲内で、原則として 4 回まで契約を更新する場合があります。

（3）履行場所

	学校名	所在地
1	市谷小学校（市谷幼稚園含む）	東京都新宿区市谷山伏町 1 - 3
2	牛込仲之小学校（牛込仲之幼稚園含む）	東京都新宿区市谷仲之町 4 - 3 3
3	余丁町小学校（余丁町幼稚園含む）	東京都新宿区若松町 1 3 - 1
4	四谷第六小学校（四谷第六幼稚園含む）	東京都新宿区大京町 3 0

(4) 参考価格

参考価格として以下のとおり示します。ただし、提案内容に基づき別途協議の上、成立した令和 8 年度当初予算の範囲内で契約します。

①更新校

委託契約の参考価格として、すでに決算の認定を受けた令和 6 年度決算金額及び令和 7 年度契約金額を示す。

学校名	令和 6 年度決算金額 (円)	令和 7 年度契約金額 (円)
市谷小学校・幼稚園	13,195,200	15,041,900
牛込仲之小学校・幼稚園	13,195,200	15,041,900
余丁町小学校・幼稚園	13,195,200	15,041,900
小計	39,585,600	45,125,700
消費税等	3,958,560	4,512,570
合計	43,544,160	49,638,270

②新規校

委託契約の参考価格として、上限金額を示す。見積額がこの価格を上回る場合は、評価の対象外とする。

学校名	上限金額 (円)
四谷第六小学校・幼稚園	16,338,000
消費税等	1,633,800
合計	17,971,800

3 参加者の資格要件等

本プロポーザルの参加資格は、基準日において次に掲げる事項にすべて該当することとします。基準日は、公募開始の日とします。なお、契約時まで以下に参加資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (2) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 13 年 10 月 1 日 13 新総財第 550 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 2218 号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

- (9) 現在、東京 23 区内の複数の公立小学校又は中学校において学校用務業務を受託していること。
- (10) 東京 23 区内に本社又は事業所が所在していること。
- (11) 1 事業者あたりの受託校総数について、本プロポーザルの結果、新たに受託する学校及び既存受託している学校を合わせて、新宿区学校用務業務委託校全 33 校のうち半数を超えないこと。なお、幼稚園併設校については幼稚園を含め、1 校として数える。

4 プロポーザルへの参加申込

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を提出してください。提出方法は、原則として持参とします。事務局担当者が提出書類を確認させていただきますので、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡してください。事前連絡がない場合の書類のお受け取りはできません。
 - ①新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外 3 校）プロポーザル参加申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）（第 1 号様式）
 - ②会社概要（創立からの沿革、組織、用務業務を受託している部署、社員数（正社員とその他の社員（パート等）の内訳が分かるもの）等が分かる会社案内・パンフレット等）
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 申込方法
事務局へ事前連絡の上、持参してください。
※上記①及び②を提出した事業者（以下「応募事業者」という。）に、図面等を配布します。
- (4) 申込期限
令和 7 年 11 月 10 日（月）午後 5 時必着
受付時間は土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く）です。
- (5) 質問の受付及び回答
応募事業者は、以下により質問をすることができます。
 - ①質問方法
新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外 3 校）プロポーザルに関する質問書（第 4 号様式）により、事務局あて電子メールで提出してください。
上記質問書による質問以外には回答しません。
 - ②受付期限
令和 7 年 11 月 11 日（火）午後 5 時必着
 - ③回答方法
質問に対する回答は、令和 7 年 11 月 13 日（木）までに、電子メールで全応募事業者に通知します。

5 企画提案書等の提出

4（1）により期限内に参加申込みを行った後、仕様書に基づく業務内容を実施するにあたっての基本的な考え方や対応方法について企画提案書を作成し、その他添付書類とともに期限までに提出してください。提出方法は、原則として持参とします。あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡してください。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（第2号様式）
- ②見積書（対象校ごとの積算内訳書含む）
- ③法人登記事項証明書または登記簿謄本
- ④定款またはこれに代わるもの
- ⑤納税証明書「その3の3」（原本）
- ⑥直近3年度分（令和4年度～令和6年度）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

※正本は、①から⑥を順に綴じ、フラットファイル等を使用して、簡易製本してください。

副本は、以下を黒塗りし、①と②を順に綴じ、ダブルクリップ等で止めてください。

（ホチキス止めはしないでください。）

黒塗り箇所：ア…企画提案書「1 本社について」及び「2 新宿区を担当する支店及び営業所について」への記載事項

イ…「8 下記の質問に対する貴社の取組や提案をお聞かせください。」への記載事項のうち、事業者を特定し得る内容

※回答欄は必要に応じて拡張、縮小して差し支えありません。

※企画提案書8番（No1-1 から No5-1 まで）は、活字の大きさを10～11ポイント程度とし、25ページ以内に収め、ページ番号を付けてください。

※見積書（任意様式）のあて先は教育委員会事務局次長あてで作成してください。

(3) 提出方法

原則持参

郵送における未着・遅延等の場合、原因の如何を問わず、当区は責任を負いません。持参する際は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡してください。

(4) 提出先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区教育委員会事務局教育調整課管理係（新宿区役所本庁舎4階）

(5) 提出期限

令和7年11月17日（月）午後5時必着

持参の場合、受付時間は土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）です。

※提出の際、5（1）に記載する書類がすべて揃っていない場合、お受け取りできませんので、ご注意ください。

※提出された書類の提出期限後における差替え及び再提出は認めません。

6 参加の辞退

- (1) 応募事業者は、本プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外3校）プロポーザル辞退届（第3号様式）を提出してください。
- (2) 参加事業者が所定の期限までに、5（1）に記載する書類を提出しなかったときは、本プ

ロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

7 提案の評価等

(1) 評価方法

新宿区学校用務業務委託（市谷小学校外 3 校）に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、評価します。

(2) 評価項目

- ①適正な業務請負（委託）の実施
- ②個人情報保護
- ③法令の遵守
- ④苦情処理体制
- ⑤学校安全対策
- ⑥学校との関わり方
- ⑦運営体制
- ⑧社員教育・研修体制
- ⑨財務状況及び受託実績
- ⑩見積額
- ⑪その他、学校用務業務に関する事業者からの提案等

(3) 第 1 段階評価

提出された企画提案書等により選定委員会が書類評価を実施し、第 1 段階評価通過者として上位 2 事業者程度を選定します。ただし、第 1 段階評価の評価点の合計点が 60 パーセントに満たない応募事業者については、第 2 段階評価を行いません。

第 1 段階評価の結果は、全応募事業者に対して電子メール及び郵送でお知らせします。また、第 1 段階評価通過者に対し第 2 段階評価の日程等をあわせてお知らせします。

(4) 第 2 段階評価

プレゼンテーション、ヒアリング及びコストパフォーマンスについて、選定委員会が評価を行います。プレゼンテーションは、提出された企画提案書等の書類をもとに行っていただきます。企画提案書に全く記載のない事項を、プレゼンテーションで新規に提案することはできません。

なお、プレゼンテーションの際、パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、各事業者でご用意ください（スクリーンは用意あり）。また、プレゼンテーション及びヒアリングには、業務責任者（予定者または経験者を含む。）にも参加していただきます。

最適委託候補者の選定にあたっては、第 1 段階評価及び第 2 段階評価の評価点の合計が高い順に選定された事業者を最適委託候補者として選定します。ただし、選定された最適委託候補者が、本プロポーザルとあわせて実施している「新宿区学校用務業務委託（津久戸小学校外 3 校）に係る事業者の選定」の最適委託候補者と同一事業者となり、かつ、上記「3 参加者の資格要件等」(11)に規定する 1 事業者あたりの受託校総数を超える場合は、区教委と最適委託候補者双方の協議により、いずれか一方の最適委託候補者とします。

(5) 最適委託候補者選定結果通知

最適委託候補者に対して、最終結果を郵送でお知らせします。

8 プロポーザルの日程

日 時	内 容
令和7年 10月27日（月）	募集要領の公表
11月10日（月）	申込書提出期限（午後5時まで）
11月11日（火）	質問書提出期限（午後5時まで）
11月13日（木）	質問に対する回答（メールにて回答）
11月17日（月）	企画提案書等提出期限（午後5時まで）
12月 9日（火）	第1段階評価予定（メール及び郵送にて結果通知）
12月26日（金）	第2段階評価予定
令和8年 1月21日（水）	結果通知発送予定

9 契約の締結

- （1）本プロポーザルは令和8年度契約の準備行為であり、契約の締結については令和8年度当初予算の成立を条件とします。また、契約金額は、成立した令和8年度当初予算の範囲内の金額で決定します。
- （2）本プロポーザルは契約の相手方を決定するものではなく、委託候補者を選定するためのものであり、契約の相手方の決定は別途行います。
- （3）金額を含め最適委託候補者が提案した内容については、選定の判断において重要な事項に抵触しない範囲で、区教委と最適委託候補者双方の協議により変更する場合があります。

10 その他

- （1）各学校への問い合わせや学校敷地内での調査等は、行わないでください。
- （2）本プロポーザルに参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- （3）提出された書類等は、一切返却しません。また、それらの所有権は区教委に帰属するものとします。
- （4）企画提案書等の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となります。
- （5）選定結果についての異議申し立てはできないものとします。
- （6）選定結果については、区公式ホームページにおいて、公表します。ただし、第1段階評価及び第2段階評価の各評価項目の評価点及び最適委託候補者以外の応募事業者の名称については、公表しないものとします。
- （7）本プロポーザルにおいて、虚偽の提案（申込書を含む）を行った応募事業者は失格とします。
- （8）応募事業者が、本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁じます。
- （9）区では、予定価格1,000万円以上の委託契約を締結するときは、「新宿区公契約条例」及び「新宿区公契約条例施行規則」に基づき、労働環境の適正性の確認を行っています。適用対

象となった場合は契約締結後に必要な書類(労働環境確認報告書等)の提出をお願いします。

1 1 事務局・連絡先

新宿区教育委員会事務局教育調整課管理係 担当：座波・笠原

住 所 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

電 話 03-5273-3070 (直通)

F A X 03-5273-3510

E-MAIL kyoiku@city.shinjuku.lg.jp